



無申告加算税の「正当な理由」

—— 通信日付印に関する郵便局内部の取扱い ——

国税通則法22条は、納税申告書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす旨規定しています。今回は、郵便の集配を行わない無集配郵便物の通信日付印に関する内部の取扱いを知らなかったことが、無申告加算税の「正当な理由」に当たるか否かで争った事例をご紹介します（平成17年12月16日東京地裁・無申告加算税・全部取消し、その余の請求・棄却（控訴） TAINSコード・Z888-1196）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告は、平成16年3月15日の午後4時50分前後ころ、確定申告書の入った郵便物をA郵便局の窓口差し出し、税務署長宛に郵送したところ、郵便局内部の取扱いによって同申告書送付の際の通信日付印が法定申告期限の翌日の16日となり、期限後申告として無申告加算税の賦課決定を受けました。

A郵便局は、郵便の集配を行わない無集配局であり、平成16年3月当時、午後4時50分ころまでにA郵便局の窓口差し出された郵便物及び午後6時50分までにA郵便局前のポストに差し出された郵便物は、同日中に集配局であるB郵便局に搬送され、ここで、当日の通信日付印が押されることになっていました。当時、原告は、こうした窓口の集配関係の事情を知らず、また、A郵便局で、このような事情を一般に周知させる表示等もしていませんでした。

<裁判所の判断>

裁判所は、原告が期限内申告書を提出することができなかつたことには、国税通則法66条1項ただし書きにいう「正当な理由」が認められるとして、無申告加算税の全部を取り消しました。

- ① 我が国において、郵便物による郵便業務一般について国民の信頼が高いことは公知の事実であり、国税通則法22条が設けられて、申告期限の最終日に郵便によって発送された申告書についても、通常は期限内申告として取り扱われているため、なおさら一般納税者としては、とにかく申告期限の最終日までに郵便局の窓口で確定申告書を提出すれば、期限内申告になるはずであると信じていたとしても無理からぬところである。他方、業務時間内に郵便局の窓口へ普通郵便物を提出しても、無集配局である場合には、集配局まで搬送されないと通信日付印が押されないとか、場合によっては、翌日の通信日付印になってしまうなどといったことは、郵便局内部の業務についての専門知識の範ちゅうに属することであるから、一部の人には当然の事柄ではあろうが、国民の多くが広く知っている常識であるということとはできない。
- ② 以上を勘案すると、原告が、郵便局の業務時間内に郵便窓口で差し出した本件郵便物につき、当日の通信日付印が付き、当日提出のものとして取り扱われるものと信じて何ら疑わず、同郵便局前のポストに投函したり、集配局に提出するなどの措置を試みなかったことは、やむを得ないところがあつて、責めることができず、これを期限後申告であるとして、無申告加算税を課するのは酷であるといふべきである。したがって、本件には「正当な理由」があると認めることができる。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判12頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第162号(平成19年1月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628